

岩手県後期高齢者医療広域連合予算要領の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第219条第2項の規定により、次の予算の要領を別添のとおり公表します。

平成21年12月1日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷藤 裕明



- 1 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 2 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 3 平成21年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

平成 21 年 11 月

岩手県後期高齢者医療
広域連合議会定例会議案
(抄本)

議案第 20 号

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

の専決処分に関し承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 21 年 11 月 26 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

専決処分書

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 21 年 8 月 5 日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,031,560 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132,020,012 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|----------|-------------|-----------|-------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1 市町村支出金 | | 20,497,110 | 50,120 | 20,547,230 |
| | 1 市町村負担金 | 20,497,110 | 50,120 | 20,547,230 |
| 2 国庫支出金 | | 43,513,730 | 5,263 | 43,518,993 |
| | 2 国庫補助金 | 12,555,159 | 5,263 | 12,560,422 |
| 9 繰越金 | | 1,001 | 1,976,177 | 1,977,178 |
| | 1 繰越金 | 1,001 | 1,976,177 | 1,977,178 |
| 歳 入 | 合 計 | 129,988,452 | 2,031,560 | 132,020,012 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|--------------|---------------|-------------|---------------|
| 1 総務費 | | 千円 367,669 | 千円 1,263 | 千円 368,932 |
| | 1 総務管理費 | 367,018 | 1,263 | 368,281 |
| 9 諸支出金 | | 102 | 2,030,297 | 2,030,399 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 102 | 2,030,297 | 2,030,399 |
| 歳 出 合 計 | | 129,988,452 | 2,031,560 | 132,020,012 |

議案第21号

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,575 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 366,401 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 11 月 26 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-------|-----------|-------------|-------------|
| 7 繰越金 | | 千円 602 | 千円 7,575 | 千円 8,177 |
| | 1 繰越金 | 602 | 7,575 | 8,177 |
| 歳 入 合 計 | | 358,826 | 7,575 | 366,401 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|---------|-------|---------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 2 総務費 | | 352,527 | 3,589 | 356,116 |
| | 1 総務管理費 | 352,318 | 3,589 | 355,907 |
| 4 予備費 | | 1,000 | 3,986 | 4,986 |
| | 1 予備費 | 1,000 | 3,986 | 4,986 |
| 歳 出 合 計 | | 358,826 | 7,575 | 366,401 |

議案第22号

平成 21 年度岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

平成 20 年度岩手県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,553,201 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133,573,213 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 11 月 26 日提出

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-------|-------------|-----------|-------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 9 繰越金 | | 1,977,178 | 1,553,201 | 3,530,379 |
| | 1 繰越金 | 1,977,178 | 1,553,201 | 3,530,379 |
| 歳 入 合 計 | | 132,020,012 | 1,553,201 | 133,573,213 |

歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|-------|-------------|-----------|-------------|
| | | 千円 | 千円 | 千円 |
| 10 予備費 | | 10,000 | 1,553,201 | 1,563,201 |
| | 1 予備費 | 10,000 | 1,553,201 | 1,563,201 |
| 歳 出 合 計 | | 132,020,012 | 1,553,201 | 133,573,213 |